

Regulatory update

Insurance industry (November 2014)



1. IAIS

保険基本原則(ICP)

保険監督者国際機構(以下「IAIS」とする)は、2014年10月27日に「report from the expert team conducting the self-assessment and peer review (SAPR) of Insurance Core Principles」を公表しました。SAPRでは、全世界の保険監督者による監督がどの程度、保険基本原則に準拠しているかを評価します。はじめは、保険基本原則に基づく評価経験を有する外部専門家が質問書を作成します。その後、専門家チームが質問書をレビューします。この専門家チームは、監督経験が豊富な監督者および世界銀行またはIMFの専門家から構成されます。

IAISは、2013年の必須事項、監督者の権限およびグループワイド監督に関する保険基本原則(ICP 1, 2および23)に関する評価結果公表に続き、以下の領域に関する評価結果を今回公表しています。

- ICP 4 (Licensing/免許交付)
- ICP 5 (Suitability of Persons/個人の適格性)
- ICP 7 (Corporate Governance/コーポレートガバナンス)
- ICP 8 (Risk Management and Internal Controls/リスク管理および内部統制)

当評価結果では、保険会社は、概ね保険基本原則と基準に準拠していると評価している一方で、保険会社が対応を必要とするいくつかの事項を挙げています。

IAISは、2014年10月27日に「application paper on approaches to conduct of business supervision」(事業の監督実施の方法に関する文書)も公表しました。本文書では、IAISのメンバーが、ICP9(監督レビューおよび報告)に関連する項目を導入する際、ICP19(業務行為)の要求事項への遵守を監督する際、および、それらをより広範な監督の枠組みに組み込む際に検討すべき監督の範囲およびアプローチについての考えを詳細に示しています。

2. EIOPA

欧州・米国保険プロジェクト

欧州保険年金監督機構(以下「EIOPA」とする)は、2014年10月25日開催のフォーラムを受け、米国の保険規制当局との対話に関する公表を行っています。ここでは、グループ監督とORSAの利用に関する欧州・米国の取り組みが紹介されています。

監督カレッジ

2014年10月22日にEIOPAは、監督カレッジに関する2015年/2016年のアクション・プランと2014年に監督カレッジを開催した保険グループのリストを公表しました。2年間にわたるアクション・プランは、2016年から適用されるソルベンシーIIとこれに伴う主要な監督手法の変更に焦点を当てています。

EIOPAは、2014年10月31日に、監督カレッジの運営機能に関する最終報告書を公表しました。これは市中協議に対するフィードバックを要約し、各国の監督当局に対する最終のガイドラインを含んでおり、以下の項目に関するガイダンスを提供しています。

- ・ カレッジメンバーおよび参加者の責任の特定
- ・ 国境を越えて活動する保険グループに関する各国監督者間の協調の明確化と強化
- ・ 各国監督者間の情報共有と保険グループに対するコミュニケーションの強化
- ・ 監督カレッジにおける整合的なアプローチの確保

各国の管轄権を有する監督者は、2カ月間で、これらのガイドラインに対して、準拠するか、準拠する意向である、もしくは、準拠しない理由を EIOPA に対して回答することになっています(注:ここに書かれている監督者は欧州域内の監督者のみで、日本の当局等、欧州域外の監督者は、覚書等を締結していない限り回答義務は負っていません)。

契約者保護

EIOPA は 2014 年 10 月 1 日、特定の商品 (Packaged Retail and Insurance-based Investment Products: PRIIPs) に関する直接販売と仲介販売における利益相反に関する協議文書 (CP 14/041) を公表しました。また、欧州委員会は保険調停指令 (Insurance Mediation Directive, IMD) を改訂し、市場における金融商品に関する欧州指令と改訂指令 (EU Directive on Markets in Financial Instruments and Amending Directive、MiFID II) の内容を反映させました。これらにより、欧州委員会は、保険仲介業者と保険会社に対し、新たな利益相反に関する組織上の要求事項を導入し、保険仲介業者と保険会社は、以下の対応を求められています。

- ・ 彼らの顧客との利益相反を防止するための全ての合理的な措置を取る。
- ・ 生じる利益相反を識別し、管理する方法を特定する。

2014 年 5 月のディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを考慮し、EIOPA は、欧州委員会に対し、規則 (Delegated acts) に定めるべき事項を提案しています。当該規則には、顧客との利益相反に該当する事項に関する要件を確定し、当該利益相反を識別、防止、管理あるいは開示するため、保険会社および保険仲介業者が対応しなければならない措置を定める予定です。なお、コメント期限は 2014 年 12 月 1 日でした。

欧州委員会によるソルベンシー II 導入に関する規則の採択

欧州委員会は、2014 年 10 月 10 日にソルベンシー II 導入に関する規則を採択しました。当該規則では、資産と負債の評価に関する規則、資本要件、ガバナンス要件、第3国のソルベンシー制度に関する同等性評価、内部モデルに関するフレームワークおよび保険グループに関する規則を含むソルベンシー II に関する適用ルールを提供しています。当該規則の公表により、現時点において、保険会社は、2016 年 1 月から適用されるソルベンシー II に準拠にむけた最終準備において必要とする詳細な要求事項を把握できるようになりました。

欧州委員会は、EIOPA が 2014 年 4 月に公表した、準備フェーズに向けた技術的仕様書と整合的な規則を定めました。特に、当該規則は、高格付けの単純かつ標準化された証券化商品の標準フォーミュラにおける取扱いにおいて、保険会社にとってより望ましい資本の取扱いが許容されています。また、欧州委員会は、現在、以前に提案していた 2020 年までではなく、2018 年末までに標準フォーミュラの算式の見直しを計画中です(詳細は、[Hot Topic: Solvency II enters final countdown](#) を参照ください)。なお、欧州議会と欧州理事会は、当該規則の承認をするまで最大 6 カ月間の猶予があります。

EIOPA はソルベンシー II 導入に向けた技術的基準 (Implementing Technical Standards) 草案を提出

2014 年 10 月 31 日、EIOPA はソルベンシー II における監督上の承認プロセスに関する技術的基準 (Implementing Technical Standards、以下「ITS」とする) の承認を得るべく、欧州委員会に提出しました。ITS は、内部モデル、マッチング調整、補助的自己資本、保険会社固有のパラメーターおよび特別目的事業体 (SPVs) に関する取扱いを定めているほか、グループを単位とした内部モデル利用に関する監督者の共同判断プロセスについても定めています。欧州議会は、EIOPA の一連の ITS 草案を承認するまで 3 カ月間の猶予があります。EIOPA は、2014 年 12 月から 2015 年 3 月の間に、第二の柱(定性的要件)と第三の柱(強化された報告

と開示)を含む次の ITS の協議を計画しており、当 ITS の欧州議会への提出は、2015 年 6 月末までに実施される見込みです。

ソルベンシー II における資本に関する質問に対する EIOPA の回答

EIOPA は、2014 年 10 月 27 日に、準備フェーズに関する技術的仕様書の第 9 次 Q&A を公表した。この Q&A では、所要資本に関する保険会社の質問に対する EIOPA の回答が取り纏められています。

3. United Kingdom

PRA がソルベンシー II に向けた準備を加速

プルーデンス規制機構(以下「PRA」とする)は、2014 年 10 月 17 日にソルベンシー II に関する会議を開催し、保険会社に対して最近の開発状況とソルベンシー II に向けた準備に関するアップデートを実施しました。そこでは、標準フォーミュラがいかにリスク特性にフィットするかに関する保険会社のアセスメントについての、2016 年 1 月までのレビュー計画が公表されています。この中で、仮に、標準フォーミュラがうまく適合しない場合、PRA は部分的な内部モデルの利用、特定のパラメーターの採用、あるいは追加の資本賦課を要求する可能性について言及しています。

2014 年 10 月 15 日に、PRA は、ソルベンシー II 承認に関する協議文書およびマッチング調整に関するその付属文書の中でいくつかの主要なメッセージを強調しています。当文書において、さまざまなソルベンシー II 承認申請に関する要素への英当局の期待およびガイダンスが示されていますが、これらの要素には、以下の項目を含んでいます。

- 内部モデル
- マッチング調整
- 補助的資本および特有のパラメーター
- グループ監督の範囲から除外される法人
- 単一グループでの ORSA
- ソルベンシーおよび財務状況に関する報告制度
- グループでのソルベンシー所要資本に関する計算方法

PRA は、当文書で触れられていない、技術的準備金の移行における測定ならびにリスク・フリーレートとボラティリティ調整に関する移行における測定のようなどその他のソルベンシー II 承認に関する事項についてのコミュニケーションを 2014 年 11 月に実施しました(コメント期限は 2015 年 1 月 9 日でした)。

また、PRA は、保険会社に対し、承認申請が却下された場合の明確なコンティンゼンシープランの整備の必要性に加え、他の欧州域内での並列申請を模索している場合の影響を考慮すべきことを強調しています。PRA は、同様に、マッチング調整の要求に関する追加情報と承認に向けた詳細な準備プロセスに関する情報を付属文書として提供しています。保険会社は、2014 年 12 月 1 日から 2015 年 1 月 6 日の期間にマッチング調整に関する事前調整申請を行うことができましたが、もし申請を行うのであれば 2014 年 11 月 30 日までに監督当局に通知する必要がありました。

PRA は、2014 年 10 月 16 日に“Solvency II Directors’ update”を公表しました。そこでは、最近の開発情報と更新されたタイムテーブルの要約に加え、今後予定されている PRA の公表と 2015 年 3 月にかけて保険会社が実施すべきアクションの詳細が示されています(詳細は、[Hot Topic: Solvency II speeds up for more details of issues coming out of the PRA conference and recent communications](#) を参照ください)。

PRA がソルベンシー II 報告に対する保証を模索

PRA は、2014 年 10 月 16 日に、ソルベンシー II における貸借対照表、技術的準備金および自己資本レビューを公表し、Web 上の“その他の第一の柱”的ページを更新しました。内部モデルを適用する全ての保険会社と規模の大きい標準フォーミュラを適用する保険会社に対して、PRA は、保険会社のソルベンシー II での

貸借対照表が適切であるとの信頼を増やすため、2段階のアプローチを提案しました。

最初のステップは、貸借対照表、技術的準備金および自己資本の観点からソルベンシーⅡに対する会社の準備に関する「レビューおよび推奨」報告です。保険会社は、この種のレポートの提出を 2015 年第 1 四半期末以前に提出することが求められています。

次の段階は、貸借対照表、技術的準備金および自己資本の合理的な保証に関する意見であり、保険会社は 2015 年 6 月末までに完了すべきとされています。監督者は、2014 年 11 月中旬までにこのプロセスで影響を受ける保険会社に対してコンタクトをすることとしていました(詳細は、[Hot Topic: PRA requests assurance over Solvency II balance sheets](#) を参照ください)。

注

1. 上記 1.IAIS、2.EIOPA、3.United Kingdom に記載の内容は、PwC UK 作成の [Being better informed November 2014](#) より抜粋して作成しております。

お問い合わせ先

あらた監査法人

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-21-1

住友不動産汐留浜離宮ビル

aaratapr@jp.pwc.com

© 2015 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.